五. 經正義讀解通論

野間

文史

はじめに

- 今讃 (今賞)
- 今刪定知不然者 (今刪定以爲)
- 對文 (對則)・散文 (散則)

四 其實

はじめに

ていないことであった。 的表現を紹介することが中心となったのは、当初にそれほど意識し こともあってか、勢い六朝時代の文献に顕著になるといわれる口語 とがある (①)。この箚記の冒頭で「爲當」という言葉を取り上げた る語彙や語法に関する論考を、箚記形式で五回に亘って連載したこ

ところで、この箚記を発表しているさなか、インターネットによ

かつて「五經正義語彙語法箚記」と題し、『五經正義』中に見え

中央研究院計算中心「漢籍全文資料庫」によって『十三經注疏』の 期的な出来事である。 これを継続すべきだとの励ましをいただいたのはありがたいことで る文献検索時代に入ったことは、中国古典の語彙語法研究にとって画 らぬ方々から、インターネット検索と本箚記とは別物であるから、 連載を五回で打ち切ったゆえんである。ただ思いがけなくも少なか 柱とする本箚記の発表を継続する意義が低下したことは否めない。 字通りの驚異的事件であった。その結果、用例を列挙することを大きな 檢索が可能となったのは、まだ記憶に新しい。これは筆者にとっても文 経書についていえば、一九九九年以降、台湾

限界ないし弱点にも思いを致すようになった。そこで五年間の空白をお 料庫」を大いに利用していくうちに、その絶大な効果や威力とともに、 と題する。 である。ただし前回のものと区別するために「五經正義讀解通論」 いて、ここに「五經正義語彙語法箚記」を再開することとした次第 その後、筆者自身、インターネット検索、とりわけ「漢籍全文資

さて前稿で取り上げたのは、 従来の辞書類が採録することの少な

等、『五經正義』の性格を示す用法を順次紹介する予定である。三字以上の慣用的表現、あるいは『五經正義』に独特な語彙・語句開上重要な働きをする語彙、また句と句とを隔てて呼応する表現やれども、『五經正義』を読み解いていく際に、その文章の論理の展ない表現(つまり語義そのものとしては理解が容易なもの)ではあるけ大いに異なる。すなわち本稿では、辞書類が採録するまでには及ば大いに日にとが少ない例を取り上げる。ただしその少ない理由はかった口語的表現が中心であったが、本稿でも、同じく辞書類にはかった口語的表現が中心であったが、本稿でも、同じく辞書類には

及ぶつもりである。

「機禮疏」、唐の楊士勛『穀梁疏』や(伝)唐の徐彦『公羊疏』、はおおむね『春秋正義』であり、しかしまた唐の賈公彦『周禮疏』はおおむね『春秋正義』であり、しかしまた唐の賈公彦『周禮疏』のまでもない。そして「五經正義讀解通論」とは題するが、その中心のまでもない。そして「五經正義讀解通論」とは題するが、その中心のまでもない。そして「五經正義讀解通論」とは題するが、その中心のよいは当然のことながら「漢籍全文資料庫」の恩恵に与ることはい

学部漢文学研究室 一九五三)による。学部漢文学研究室 一九五三)による。
学部漢文学研究室 一九五三)による。

今讚(今贊)

の硫文中に見える「今讚」という表現について。 先ず『左傳』隠公元年伝「贈死不及尸」の杜預注「尸未葬之通稱

●左傳注疏(02-23a·b 隠公元年伝)

之、既殯之後猶致之者、示存恩好。不以充用也。 門贈。但及未葬皆無所譏也。襚以衣尸、含以實口、大斂之後、無所用車馬曰賵、貨財曰賻、衣服曰襚、珠玉曰含。然而總謂之賵、故傳曰專則尸不復見、未葬猶及見之、故以葬爲限也。釋例曰「喪贈之幣、相對言耳。今以既葬乃來而云「不及尸」、知「尸是未葬之通稱」也。注尸未葬之通稱〇正義曰、曲禮下云「在牀曰尸、在棺曰柩」、是其注尸未葬之通稱〇正義曰、曲禮下云「在牀曰尸、在棺曰柩」、是其

初葬之後則可、久則不許〔②〕。是葬後得行。此言〔緩〕者、禮記後人雜録、不可與傳同言也。或可是葬後得行。此言〔緩〕者、禮記後人雜録、不可與傳同言也。或可合臘日、雜記〔弔含綫・賵・臨之等〕「未葬則葦席、既葬則蒲席」、

ことができる。そこで「葬」を区切りとしたのである。尸をもはや見ることができないが、葬っていなければまだ見るとは「未だ葬らざるの通称」であることが分かる。「葬」にはた後になってやって来て、「尸に及ばず」と言うのだから、「尸」と柩を)対照させて言ったまでである。いまここでは既に葬っと板を)対照させて言ったまでである。いまここでは既に葬っとをでいるのは、(尸田ひ、棺〔ひつぎ〕に在るを脛〔死骸〕と正義に曰く、〈曲礼下〉に「牀〔寝台〕に在るを尸〔死骸〕と

《釈例 (弔贈葬例)》に、

て尸に及ばず」という。それゆえ伝に「死に贈りそしてまとめてこれを贈という。それゆえ伝に「死に贈りいい、衣服を襚といい、珠玉を含〔ふくみだま〕という。喪贈の幣〔葬儀の贈物〕は、車馬を賵といい、貨財を賻と喪贈の幣〔葬儀の贈物〕は、車馬を賵といい、貨財を賻と

れも譏るべきものはない。とめて「贈」と名づける。しかし未だ葬らない段階では、いずき起こされたものだけれども、実際には、賵・賻・含・襚をまと述べている。そうだとすると、この伝の文章は賵のために書

ある。
を示したもので、これを充て用いたのではないのでた後になっても、まだこれを致したのは、(贈り主の) 恩好をた後になっても、まだこれを致したのは、(贈り主の) 恩好を納めること) の後には用いようがない。既に殯〔かりもがり〕し納めること の後には用いようがない。
の後に違骸を棺に
後は尸に着せ、含は口中に実たすもので、
た飲〔遺骸を棺に

直後はよくて、久しくなると許されないのかも知れない。
では、未だ葬っていなければ葦席〔あしで編んだ敷物〕が有り、
に葬れば蒲席〔がまで編んだ敷物〕が有るから、これは「葬」の後に行うことができる。(しかるに)いまここで「緩」と言いに葬れば蒲席〔がまで編んだ敷物〕が有るから、これは「葬」の後に行うことができる。(しかるに)いまここで「緩」と言いるに対していなければ葦席〔あしで編んだ敷物〕が有り、類は、未だ葬っていなければ葦席〔あしで編んだ敷物〕が有り、類は、未だ葬っていなければ葦席〔あしで編んだ敷物〕が有り、

を読み解く―劉文淇『左傳舊疏考正』を通して―』(東洋古典学研究ここに見える「今讚」とは何か。これについては旧著『春秋正義

刪定知不然者)」と述べている部分は、これまた孔沖遠の筆に成また《左伝疏》中でおよそ「今刪定して然らざるを知るは(今

会 一九九五)でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見会 一九九五)でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見会 一九九五)でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見会 一九九五)でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見会 一九九五)でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見会 一九九五)でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見会 一九九五)でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見会 一九九五)でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見

要部分とするものであった。とよりその見解の大体を支持するものである。旧著はその翻訳を主とよりその見解の大体を支持するものである。旧著はその翻訳を主筆者はこの劉文淇『左傳舊疏考正』から多くのことを教わり、も

と述べ、❶については、本文中で次のように考証している。

義同じ」。したがって前は「旧疏」の原文である。いう。ここの例は改め尽くしていない部分である【讃と賛は音いう。ここの例は改め尽くしていない部分である【讃と賛は音に短見を申べ」た部分であろう。《唐書》孔穎達伝によれば、これは書名ではない。おそらく孔氏〈序〉のいうところの「特文淇案ずるに、「今讃」の二字は《正義》にしばしば見えるが、

最後に以下のように述べている。で、さらにその欠点(杜預説を批判する箇所が存在すること)を批判し、れぞれを批評した後、劉炫の『春秋述議』をいったん評価したうえの義疏として梁の沈文阿と隋の劉炫、そして蘇寛の三書を挙げ、その義疏として梁の沈文阿と隋の劉炫、そして蘇寛の三書を挙げ、その義疏として梁の沈文阿と隋の劉炫、そして蘇寛の三書を挙げ、そ

勅を奉じて刪定するに、據りて以て本と爲す。其の疎漏有るは、然れども諸々の義疏に比すれば、猶ほ觀るべきもの有り。今一

漏、以沈氏補焉。若兩義俱違、則特申短見。)見を申ぶ。(然比諸義疏、猶有可觀。今奉勅刪定、據以爲本。其有疎沈氏を以て焉 を補ふ。 若し兩義俱に違ふときは、即ち特に短

引用する。 引用する。 引用する。 である。そして筆者もまたこれに賛同すること、既述の通りである。 である。そして筆者もまたこれに賛同すること、既述の通りである。 なお、劉氏が指摘するように、『春秋正義』中にはさらに以下の なお、というのが劉氏の主張 この孔穎達『春秋正義』序の記述に即していえば、「今讚」とは

②左傳注硫(29-03b·04a 襄公元年伝)

今資云、先歸者、以前年虚打會、獻子先歸會葬。今公雖即位、年又故侵陳楚、皆不書也。然不知獻子何以先歸。傳既不言、未測其故也。知其必先歸矣。若獻子從師、則書不待告。以獻子先歸、晉不告魯、注於是至不書○正義曰、獻子先歸、傳無其事。正以不書侵楚侵陳、

❸左傳注疏(39-03b 襄公二十九年伝)

既了而行襚禮、布陳衣物、與行朝之時布陳幣帛無異。有何可患。所以患之。故穆叔云、若使巫人先往祓殯、則是君臨臣喪之禮。祓除東」。今楚人以公身在、意欲輕魯、令公依遣使之比。公以楚人輕己、[疏]祓殯至幣也〇正義曰、案雜記、諸侯使臣致襚之禮云「委衣於殯

劉炫云、 之禮。 比行朝禮、自然致襚似布幣。楚以親襚屈魯、 祓殯者君臨臣喪之禮、 言『與朝而布幣無異』也。 「朝禮、 兩君相見、 先使祓殯行臨喪之禮、 先授玉然後致享、 君臨臣喪者、 魯以祓殯自尊」。 然後致襚、 由先見臣。 乃布陳幣帛於庭也。 則全是布幣 故以祓殯

無異。言倶無咎、有何可患〔⑤〕。 祓除殯之凶邪、凶邪既無而行襚禮、布陳衣物、與行朝之時布陳幣帛於陰百、疏云以殯有凶邪、畏惡患之。不肯親襚。穆叔云、先使巫人

母左傳注疏(49-01a·b昭公二十年経)

得以名通。南里是宋都之里、 是言既以鄭叛、又從鄭而出也。 恩好不接則不告。唯告奔者嘗聘之國、餘不告也。 爲奔者之身、嘗有玉帛之使於彼國、已經相接則告。若奔者未嘗往聘、 則否」、注云「玉帛之使謂聘。恩好不接、故不告」。如杜之意、 侯曰、某氏之守臣某、失守宗廟、 注嘗有至曹邑〇正義曰、宣十年傳例曰、「凡諸侯之大夫違、 皆是別邑、故不繋國也 則此亦應然。賈逵云「前此以鄭叛也。叛便從鄭而出、叛不告故不書」、 自宋南里出奔楚」、其文正同。彼華亥等入南里以叛、又從南里出奔、 云「嘗有玉帛之使來告故書」也。此與二十二年「宋華亥・向寧・華定 非別邑。故繋於宋。此鄭及定十一年蕭 南里繋宋、此鄭不繋曹者、鄭是大都、 敢告。 所有玉帛之使者則告、 曹會曾來聘魯、故 告於諸

謂此公孫會與邾快·邾卑我也。是杜意以會備禮成卿、故書名也。其奔亡亦多、所書唯數人而已、知其合制者少也」。杜言「數人」、「小國之卿、或命而禮儀不備、或未加命數、故不書之。邾卑我之等、曹是小國、其臣書名者少。此會書名、蓋備於禮、成爲卿也。釋例曰、

家所有交好皆告之。非奔者之身嘗聘也」。 劉炫云「春秋未嘗書曹人來聘。非徒會不見經。炫謂玉帛之使、謂國

<u>今質</u>又云「所以華亥·向寧·射姑等不見有玉帛來聘者、以其時未爲卿

也。

. @

●今讚日(02-23b-2)閩本·監本·毛本並作「合讚」。按「今讚」(02-23b-2)閩本·監本·毛本並作「合讚」。按「今讚」正義

❸令贊日疏云(39-03b-6)宋本「令」作「今」。

有曰「合贊」、或作「令贊」。 4今賈又云(49-01b-3)宋本「賈」作「贊」。山井鼎云、疏所引用

利十行本」では❹を「今贊」に作るから、阮刻本が元・明以降の誤なお阮刻本では❸を「今贊」に、❹「今賈」に作る。ただし「足注疏正字』も、ここでは阮校の理解の程度にまで及んでない。るが、遺憾ながらそれ以上の説明はない。また慧眼の浦鎧『十三經これらによると、阮校は「今讃」を書名と見なしているようであ

に独自に見える表現である。或いは、杜預説を批判する劉炫説に対には見出し得ないことである。したがって「今讚」は『春秋正義』以外最後に附言すべきは、「今讚(賞)」という語が『春秋正義』以外

刻を踏襲したものであることが分かるであろう。

のしからしむるところであったかも知れない。し、杜預説弁護のための論陣を張ることの多い『春秋正義』の立場

一 今刪定知不然者(今刪定以爲

別封、故亦世紹其祀」の疏文である。

脱、高辛氏之火正、楚之遠祖也。鬻熊、祝融之十二世孫。夔、楚之先ずは『左傳』僖公十六年伝「夔子不祀祝融與鬻熊」の杜注「祝は続けてこの用法を取り上げよう。 は続けてこの用法を取り上げよう。

❶左傳注疏(16-07b 僖公十六年伝)

連芊姓、 誅重黎、 生稱、 是祝融·鬻熊、 周文王之時、季連之苗裔曰鬻熊、事文王。曾孫熊繹、 [疏]祝融至其祀○正義曰、楚世家云「楚之先出自帝顓頊高陽。 稱生卷章、卷章生重黎、 楚其後也。其後中微、 而以其弟呉回居火正爲祝融。呉回生陸終、 皆爲 「楚之遠祖」 黎爲高辛氏火正。帝嚳命日祝融。 也。 或在中國、 或在蠻夷、 陸終生季連。 成王封於楚」、 不能紀其世。 高陽 季 帝

計父子爲十二世、何以得近千二百年乎」。故劉炫規杜云「計其間出有一千二百年、略而言之、則百年爲一世。自祝融至鬻熊、司馬遷不能紀其世、杜言「十二世」、不知出何書。

或可轉寫誤。劉更無別文、以意而規杜氏、未爲得也。 今剛定知知不然者、以其間或兄弟·伯叔相及皆爲君、故年多而世少。

> 代となる。しかし計算すると父子で十二世代であるなら、どう だと述べているけれども、 その世代を記録することができなかったのに、杜預は「十二世」 杜氏を規正するものの、 かもしれない。 多くても世代が少ないのである。或いは転写の際の誤りである 弟とか伯叔が相い継いですべて君となったりしたから、 今刪定してそうではないことが分かるのは、 して千二百年近くになり得ようか」と述べている。 るに、千二百年以上であるから、おおまかにいえば百年が一世 からない。それゆえ劉炫は杜預を規正して、「その間を計算す 正義に日く、……「祝融」 劉炫が別の文献が全く無いのに、 いまだ正解を得たものではない。 それがいかなる文献に出たものか分 から「鬻熊」に至るまで、 その間に或い 私見によって 司馬遷は 年数が 、は兄

章である。 章である。 (したがって)「故劉規柱云」六字は唐 話だと分かるのである。(したがって)「故劉規柱云」六字は唐 るものが無くなってしまう。こういうところからも前が光伯の が光伯の語でないとすると、「其間」という表現は空しく承け は、すなわち「自祝融至鬻熊」を指して述べたもので、もし前 がちょうど相承けて下文に続いている。光伯のいう「其間」と 文淇案ずるに、「不知出何書」以上もやはり光伯の語で、文気

ある。 り、第一節の「今讃」と同様であること、劉文淇の指摘する通りでり、第一節の「今讃」と同様であること、劉文淇の指摘となってお批判する形で「今刪定知不然者」以下に続くという構成となっておこの例でも直前に「劉炫」の杜預説批判の言葉が有り、これを再

原文のみであるが、そのうちの一部を挙げよう。が見出され、いずれも劉文淇の指摘に該当するものである。以下、が見出され、いずれも劉文淇の指摘に該当するものである。以下、何別・「今刪定以爲不然」(一例)・「今刪定知非者」(三例)・「今刪定知~者」(一間)の他に、「今刪定知不然者」(一二例)の他に、「今刪

❷左傳注疏(09-24b/25a 荘公二十二年伝)

之睽、 規杜氏非也 亦皆如此。 僖十五年晉獻公筮嫁伯姫、 妹上六爻辭又云「歸妹睽孤、寇張之弧」、睽之上九爻辭又云「歸妹 今刪定以爲不然。 「謙不足、 猶無相也」、 飛不翔」、 故賈·服及杜、 何者、以閔元年畢萬筮仕遇屯之比、 昭五年明夷之謙云「明夷于飛、 此之等類、 並皆同焉。 得歸妹之睽、 皆取前後二卦以占吉凶。 劉炫荷異前儒、 云「士刲羊、 云「屯固比 垂其翼」、 好爲別見、 亦無衁」、歸 今人之筮、 又云 乙、 以

沈云「遇者不期而會之名、筮者所得卦之吉凶。非有宿契逢遇而已、

故謂之遇」。

之衆觀焉、 艮爲門闕。 劉炫云「下體坤、坤爲地、爲衆。 地不上騰、 地上有木、而爲門闕、 故謂之觀也。 天地不通其氣、 下體坤、 上下否塞、 上體異、 坤爲地、 宮室之象。宮室而可風化、 巽爲風、爲木。互體有艮、 故謂之否也」。 上體乾、 乾爲天、 使天下

❸左傳注疏(23-21a·b 宣公十二年伝)

釋思、 以規杜過、 得自言「其三曰」「其六曰」。劉以「其三」「其六」爲楚子引詩次第: 子引之、 劉炫以爲「其三、其六者、是楚子第三引鋪時繹思、第六引綏萬邦」。 今刪定知非者、 言楚之樂人歌周頌者、別爲次第、故賚第三、桓第六也。 〇注其六至之第〇正義日、 「其三」「其六」、 第六引綏萬邦」。 得云「其三」「其六」。若楚子始第三引詩、 何辟之甚 此傳若是舊文及傳家敘事、 與今詩頌篇次不同、 此既引楚子之言、 「綏安」釋詁文。「屢數」 故爲疑辭。「蓋楚樂歌之第」、 明知先有三六之語、 容可言 「楚子第三引鋪時 常訓 第六引詩、 也

之第。 乖越、 沈氏難云「襄二十九年、 此亦不同而云楚樂歌之次者、 故云仲尼未刪定以前。 今周頌篇次、 桓第八、 季札觀樂、 襄二十九年雖少有篇次不同、 齊第九也」[⑦]。 此之三六、全與詩次不同、 篇次不同。 杜云、 仲尼未删定。 故云楚樂歌 大畧不甚

られない。 『禮記正義』中に五例を見出すばかりで、他の『五經正義』には見さてこの「今刪定」という用法は、『春秋正義』以外では、ただ

る。 染之以玄、於狐青裘相宜。狐青裘、蓋玄衣之裘」に対する疏文であ染之以玄、於狐青裘相宜。狐青裘、蓋玄衣之裘」に対する疏文であ豹褎、玄綃衣以裼之」の鄭玄注「君子、大夫・士也。綃、綺屬也。以下に『禮記正義』から一例のみ挙げよう。玉藻篇「君子狐青裘

❹禮記注疏(30-02b 玉藻)

〇注君子至之裘〇正義曰、知「君子、大夫·士」者、以其上文已云「豹」皮爲「鼕」、用「玄綃之衣」、以覆裼之。【疏】君子至不裼〇正義曰、「君子」謂大夫·士也。以「狐青」爲「裘」、

者、皇氏云「玄衣謂玄端也」。 「君」、此文云「君子」、故知是「大夫·士」也。云「蓋玄衣之裘」

不用裘而加葛、葛上加朝服」。此皆皇氏之説。加中衣。冬則次加裘、裘上加裼衣、裼衣之上加朝服。夏則中衣之上夏則不袍繭、用葛也、次加祭服。若朝服布衣、亦先以明衣親身、次皇氏又云「凡六冕及爵弁無裘、先加明衣、次加中衣。冬則次加袍繭、

またて人「刃卜者を用み背留て、人きでなべ、て月瓜子1。瓜子死皇然。而云『大夫・士』者、君用純狐青、大夫・士雜以豹褎」。||熊氏云「六冕皆有裘。此云『玄』謂六冕及爵弁也、則天子・諸侯皆||

以下冕皆不云裘、是皆用羔裘也。又論語注『緇衣羔裘、皆祭於君之劉氏云「凡六冕之裘、皆黑羔裘也。故司服云『祭昊天大裘而冕』、

今剛定、三家之説、雖各有通塗、皆互有長短。服』、是祭服用羔裘也」。劉氏又以此「玄衣」爲玄端、與皇氏同。

又祭服「無裘」、文無所出。皇氏之説非也。 若此「玄衣」爲畿外諸侯、則鄭注此、何得云「君子、大夫·士」也。朝服羔裘者、必緇衣爲裼」。唐·檜·魯非畿内之國、何得並云「羔裘」。逍遙」、鄭玄云「朝燕之服也」、論語云「緇衣羔裘」、注云「諸侯之消遙」、鄭太夫之服、檜風云「羔裘不辨外内之異。又詩唐風「羔裘豹袪」、卿大夫之服、檜風云「羔裘上以「畿内諸侯緇衣、畿外諸侯玄衣」。按王制直云「玄衣而養老」、

劉氏以「六冕皆用大裘」。按鄭志「大裘之上有衣」、則與玄冕無異

是以小祭與昊天服同。此則劉氏之説非也。

者、謂助君祭、朝服而祭也、亦卿大夫祭於君之服也。今彼此商量、以熊氏之説踰於二家。論語注云「緇衣、祭於君之服」

は、 るように、『禮記正義』が基づいた六朝の義疏のうちで、 であろう。 節❶❷❸の に長短有り」として、 るに、三家の説には各おの塗に通ずること有りと雖ども、 後魏の劉芳『禮記義證』の説を併せて紹介したうえで、「今刪定す の皇侃『禮記義疏』、次善が北周の熊安生『禮記義疏』であること 拠して以て本と為し、 ところで禮記正義』序に、「今 勅を奉じて刪理するに、 孔穎達が明言する通りである。 『春秋正義』の例と同様の構成であることが了解できる 唐人の批評の言葉を追加したものである。本 其の不備有るは熊氏を以て焉を補ふ」と述べ 右の挙例は、 この二者にさらに 皇氏に仍 皆な互ひ

この他『禮記注疏』中に四例「今刪定」の例が有るが、これはそ

の箇所を示すにとどめたい。

❺禮記注疏(29-01b·02a 玉藻)—皇侃説批测

❻禮記注疏(29-16a 玉藻)—熊安生説批判

❸禮記注疏(29-20b 玉藻)——皇侃説批判
●禮記注疏(29-20b 玉藻)——熊安生説批判

導き出すのには、よほど慎重であらねばならない。意する必要が有る。『五經正義』中から、唐初の時代相や思想等を代に著作された義疏を稿本とするという事実についても、我々は注とより周知の事実であるが、『五經正義』の文章の大部分が六朝時唐の孔穎達奉勅撰『五經正義』が、唐初に編纂されたことは、も

三 對文 (對則)・散文 (散則

である。次の例は、右の例とほぼ同様の主旨で、「對文」と表記さす。今以既葬乃來而云『不及尸』、知『尸是未葬之通稱』也」という大明させると意味が異なることを言う場合したように、双方並べて対照させると意味が異なることを言う場合したように、双方並べて対照させると意味が異なることを言う場合したように、双方並べて対照させると意味が異なることを言う場合したように、双方並べて対照させると意味が異なることを言う場合に用いるもので、『五經正義』中では「對文」と表記するのが通例である。次の例は、右の例とほぼ同様の主旨で、「對文」と表記さずそれらを区別していないことを指摘した疏文である。次の例は、右の例とほぼ同様の主旨で、「對文」と表記さいたように、双方並べて対照させると意味が異なることを記述する。 第一節❶例中に「曲禮下云『在牀日尸、在棺日枢』、是其相對言

れたもの。

❶左傳注疏(59-20b 哀公十五年伝)

可以通。隱元年傳曰「贈死不及尸」、注云「尸未葬之通稱也」。柩」、禮稱「既斂於棺」、傳言「將以尸入」者、記言對文耳、散則[疏]注聘禮至將命○正義曰、聘禮文也。服虔云「在牀曰尸、在棺曰

わせのものが多く見出せる。

則~」という用法よりは、むしろ「對文~、散文~」という組み合するものである。そして『五經正義』中では、右の「對文則~、散方を離して別々に使用する場合は通用させることができる」と主張して区別しているが、「散ずれば則ち以て通ずべし」、すなわち「双しこでは、既引の例と同様、服虔注は「尸」と「柩」とを「對文」

❷左傳注疏(01-09a·b 春秋序)

守也。 臣爲官、 周公之垂法典策具存、豈假仲尼更加筆削。 周徳至舊章〇正義日、 稱「卿大夫能守其官職」、昭二十年傳曰「守道不如守官」、是言人 赴告策書、多違舊典。是故仲尼脩成此法、 貶勸戒昭明。 年傳日「春秋之稱、 「上之人謂在位者也」。彼謂賢徳之人在天子諸侯之位、 雖廣言衆官失職、 各有所守、 周徳既衰、 周徳既衰、 微而顯、 此明仲尼脩春秋之由、 主掌之官已失其守、在上之人又非賢聖、 要其本意、 婉而辨、上之人能使春秋昭明」、注云 邦國無法、 是言史官失其所掌也。昭三十一 但爲官失其守、襃貶失中、 垂示後昆。襄三十一年傳 **羣小在位、故官人失其所** 先論史策失宜之意。 能使春秋襃 計

以庚戌。 可 則是凶亦稱告也。 他事謂之告。對文則別、 文十四年傳日「崩薨不赴、 不能使春秋襃貶勸戒昭明、 同盟而赴不以名之類是也。策書記注多違舊章者、仲尼既已脩改、 復知。 桓五年、 正以仲尼脩之、故知其多違也。 陳侯鮑卒、 赴告之中違舊章者、 散文則通。昭七年傳「衛齊惡告喪于周」、 禍福不告」。然則鄰國相命、 致令赴告記注多違舊章也 再赴以甲戌己丑。及不同盟者而赴以名、 若隱三年、 平王以壬戌崩、 凶事謂之赴 不 赴

ことを論じる。………するにあたり、それに先だって史官の策書が事宜を失っていた正義に曰く、ここでは仲尼が《春秋》を修めた事由を明らかに

貶・勧戒を昭明にすることができず、赴告の言葉や記録の文章 りを失い、 徳 勧 は、 の人能く春秋をして昭明ならしむ」と述べ、その注に「上の人 昭公三十一年の伝に「春秋の称は微にして顕、婉にして弁。 が既に衰え」、(史記を)掌る官がもはやその守るべきしきた 戒を昭明にすることができたことを言う。(ところが)「周の 「多く旧章に違ふ」こととなったのである。 賢く徳ある人が天子・諸侯の位に在り、《春秋》の褒貶・ 位に在る者を謂ふなり」と述べている。 為政者もまた賢聖の人ではないため、《春秋》 かしこの一文で の褒 上

じである。昭公七年の伝に「衛の斉悪 喪を周に告ぐ」とあるかし)これは双方並べた場合に違うのであり、離して書けば同うのを「赴」といい、他の事は「告」ということがわかる。(しくころで)文公十四年の伝に「崩薨は赴げず、禍福は告げず」

は、凶事にもまた「告」と称している例である………。

あるいはまた「對則~、散則~」という表現も多く見られる。

❸左傳注疏(37-02a·b 襄公二十六年伝)

みよう。
お正義』と『儀禮疏』にも同様の指摘があるので、これを引用して持正義』と『儀禮疏』にも同様の指摘があるので、これを引用して右の例は、「衣」「裳」の對文・散文の例であるが、ちなみに『毛

④毛詩注硫 (5-1-12b 東方未明)

顚倒也。 也。傳言此、解其顚倒之意、以「裳」爲「衣」。今上者在下、是爲曰「兩手摳衣、去齊尺」、注云「齊謂裳下緝也」、是「裳」亦稱「衣」傳上日衣下曰裳○正義曰、此其**相對**定稱、<mark>散則</mark>通名曰「衣」。曲禮

❺儀禮注疏(13-03b郷射禮)

對文上曰「衣」、下曰「裳」、散文「衣」「裳」通。 彼謂升席時、 送出之事。 注説屨至被地〇釋日、 云「説屨則摳衣、 引之證説屨、 自此盡 低身亦然。 爲其被地」者、 「門外再拜」、 若不摳衣、恐衣被地履之。但 論升坐行無筭爵、 曲禮云「摳衣趨隅」、 此 |衣| 即 製地

って補強したものである。 されら「對文・散文」の用法は、訓詁の学の集大成といわれる『五 これら「對文・散文」の用法は、訓詁の学の集大成といわれる『五 これら「對文・散文」の用法は、訓詁の学の集大成といわれる『五 これら「對文・散文」の用法は、訓詁の学の集大成といわれる『五

❸左傳注疏(14-15a 僖公十六年伝)

故問其所在。蓋當慮其在己、故問之。 言吉凶先見、皆爲「祥」也。襄公以爲、石隕鍧退、能爲禍福之始、「祥」是揔名。公問「是何祥也。吉凶焉在」、故杜并以吉凶解之。祥、桑穀共生于朝」、五行傳云「青祥·白祥」之類、惡事亦稱爲「祥」、凶之先見、謂之「妖」。此揔云「祥」者、彼對文耳。書序云「亳有亡、必有妖孽」、則事之先見、善惡異名。吉之先見、謂之「祥」。[疏]注祥吉至所在〇正義曰、中庸云「國家將興、必有禎祥。國家將

とめて「祥」というのは(なぜかといえば)、かしこ〔〈中庸〉〕い、凶の先見するものを「妖」という。(ところが)ここでまは、善悪で名を異にしている。吉の先見するものを「祥」といべていることからすると、事件の起こるに先立って現れるものべていることからすると、事件の起こるに先立って現れるもので、祥有り。国家の将に亡びんとするや、必ず妖孽有り」と述正義に日く、〈中庸〉篇に「国家の将に興らんとするや、必ず正義に日く、〈中庸〉篇に「国家の将に興らんとするや、必ず

するものはすべて「祥」だという意味である。……問うたので、杜預は併せて「吉凶」で解したもの。吉凶の先見は総名である。公が「是れ何の祥ぞや。吉凶焉くにか在る」というもの、これらは悪事にもまた「祥」と称しているから、「祥」桑穀共に朝に生ず」といい、《五行伝》に「青祥・白祥」の類をでは双方並べて区別したまでである。〈書序〉に「亳に祥有り。

右とほぼ同内容の疏文が昭公十八年伝にも見える。

▼左傳注疏(48-15a·b 昭公十八年伝)

之氣」。 祥之類」、 序云「亳有祥、桑穀共生于朝」、五行傳云「時有青眚・青祥・白眚・白 則「祥」是善事、而里析以民動國亡爲「大祥」者、彼對文言耳。 有禎祥」、祥則吉祥也。 [疏]將有大祥〇正義日、 皆以惡徵爲「祥」、是「祥」有善有惡。 「國家將亡、 「祥」者善惡之徵。中庸云 必有妖孽」、「孽」則凶祥 故杜云 「國家將興、 「祥變異 也 書 必

正義』に見える「聲」「音」「樂」を對文させたものである。が、三語の例も若干数見出せる。以下はそのうちの一例で、『毛詩ところで以上の挙例は、二つの語を「對文」させたものであった

謂之音」、註云「方猶文章也」、「樂之器、彈其宮、則衆宮應、然不[疏]情發於至之音○正義曰、……樂記云「聲相應、故生變。變成方、圖毛詩注疏(1-1-6b·7a周南·關睢)大序「情發於聲、聲成文、謂之音」

是以變之使雜也」、引昭二十年左傳曰「若以水濟水、 誰能 食

謂之音」、 若琴瑟之專壹、 則 「聲」與 誰能聽之」、是解聲必須雜之意也。 音別。 樂記註 「雜比日音、 單出日聲」、 此言 「聲成

記又云「審聲以知音、 以「聲」變乃成「音」、「音」和乃成「樂」、故別爲三名。 審音以知樂」、 則 「聲」「音」「樂」三者不同 對 文

則別、 而税頌聲作」、「聲」即「音」也。 散則可以通。 季札見歌秦、 日「此之謂夏聲」、公羊傳云「十 下云「治世之音」、「音」即 「樂」

地

是「聲」與「音」「樂」、名得相通也。

雄. さらにはまた二字熟語 牝牡」の例である。 「對文」の例もある。『毛詩正義』の 雌

⑨毛詩注疏(2-2-08b 邶風·匏有苦葉) 傳「飛日雌雄、走日牝牡

左雄、 傳曰「獲其雄狐」是也。 傳由輈至牝牡○正義曰、……釋鳥云「鳥之雌雄不可別者、 是「走日牝牡」 左掩右雌」、 也。 是「飛日雌雄」也。 此其定例耳。 鄭志荅張逸云「雌雉求牡、 若散則通。 釋獸云「麋、 故書日 非其耦。 「牝雞之晨」、 牡麔牝麖」、 以翼右掩 故喩宣

公與夫人、言夫人與公非其耦、故以飛雌求走牡爲喩、傳所以并解之也」。

とまりを意識した所産であるかも知れない。 を見出し得なかった。 ちなみに梁の皇侃 『論語義疏』中には、 この用法は、或いは『五經正義』としてのま この 「對文・散文」 の例

例を抽出してみよう。 本節最後に、 網羅的ではないが、 『五經正義』中から對文・ 散文

周易正義

父・考 生 始 業 • 徳 朋 友

吉凶·梅吝

尚書正義

牙・歯

聖

賢

歩

行

刀

削

族

姓

斂

穡

政

事

禘 祫 烝嘗 烝嘗 礿祀

父・考

皇・帝 王

毛詩正義 漱 獄 訟 羔 羊

脂

國 邑 道 路 婚• 姻 室 皮 革 **驂** 宮 服 室

問 堂 旟 旐 戸 **趾** 會 足 同 章 賓 客 英・秀 燭 燎 熟 屨 衣

徳 夜 赤 氏·姓 貮・倅 災・異 賢• 獣・禽 風・ 能 俗 **狄** 彫・ 褔 蠻 鏤 祿 旅 賦 廩 倉 師 役 民・人 誅 築 城 言 墉 歌 語 城 謠

夕 朱・

聘

道

雌 雄 ・ 牝牡 燕寢• 路寢 瓦豆・ 木豆

聲・ 音・ 樂 瞽 矇 瞍 考・皇考・ 王考

禮記正義

楹

姓

獄 • 碑 訟 道• 徳 顔 容 狗 犬 父 考 萌 芽 倅 佐

氏 管 族 鍵 采 擯 相 色 賵 蜡 襚 臘 疾 澣 漱 廟 行 趨 祁 **賓** 魂 介 魄

成 扇 闔

内子· 命婦 明水・ 玄酒 蜡 息民 長・ 先生

壅 舃 裳 膏

場 朋 稼・ 氓

圃 友

穡 民

死

・休廢

皇・帝・ 王 會 要 成 神 袛

鬼

其實赗·賻·含·襚、

總名爲贈」という一文を、

拙訳では「この伝の

賵

載・歳 祀 年

春秋正義

皮・革 姓·族 溝• 赴 洫 告 柩 勞 祥 衣 裳 妖 臨 鞬 涖 商 紲 賈 倸 廐 訟 庫 獄

きたい。 る。

賻・含・襚をまとめて贈と名づける」と訳したこと既述の通りであ 文章は賵のために書き起こされたものだけれども、実際には、

本節ではここに見える「其實」という用語について附言してお

孽・祥 政・ 事 刑 罰 府 庫

天神・地祇・人鬼

周 禮疏

長 ・君 獸 禽 賓 客 訟 獄 姓 族 惠 利 脤 膰

量・衡 擯・相 隧 羨 堅 固 齒 常 旂 齊• 明 脩 脯

雌雄・牝牡 曲 禮 經禮 明水 玄酒 帝繋・ 世本 禎祥•

妖孼

勲・功 ・勞

儀禮疏

爵

解 爵 觚 筵 席 賓 客 讓 辭 衣・裳

褶・複 牆 柳 歡・忠 醢 燔 炙 聘·問

面

覿

瑞•

器

邦

獸

禽

都

邑

築 •

城

旞

旌

明水・玄酒 委積・ 饔餼 玄端· 朝服

赤・緅・纁

四 其實

ふたたび第一節の●例であるが、そこにある「然則此文雖爲賵發、

諸橋轍次『大漢和辞典』

採録されている用語である。

もっともこの「其實」は、

以下のように現今の大型の辞書類には

【其實】 ⊖其の實は。實際は。 〔孟子、 滕文公上] 周 人百畝而

母其の事實。 其實皆什一也。 其の實際。 [弘道館記述義、 上 後之談古者

漢語大詞典編輯委員会『漢語大詞典』 不知徴其實。

【其實】 ●実際情況。 氏五十而貢、 実際上、事実上。《孟子、滕文公上》「夏后 殷人七十而助、 周人百畝而徹、 其實皆什一

猫・鼠〉》「……」。 蕭大圜伝》「……」。魯迅《朝花夕拾・〈狗

也」。《北史、

❷実在、 确実。宋孔平中 《続世説・直諫》「……」。 元楊

梓《豫讓吞炭》第三折「……」。……。

あるが、 辞典』(角川書店 そして本節で取り上げるのは、 その微妙なニュアンスに言及する香坂順一主幹『中国語大 一九九四)の、「(副)①その実、 両辞書が解説している前者の例で 実は。逆接に用

こも、香坂順一・太田辰夫『現代中日辞典増訂版』(光生館 一九六五初版)香坂順一・太田辰夫『現代中日辞典増訂版』(光生館 一九六五初版)いる。」が適訳であろう。ちなみに小辞典ながら筆者所蔵の同じく

「「其実」しかし、事実上では。逆接を示す。〈他故意説不懂、~他

という解説がなされている。

からである。 中では、これが前節の「對文・散文」の例とほぼ同様の働きをする。 さて、この用語を本節でことさらに取り上げるのは、『五經正義』

●左傳注硫(01-04b·05a·b 春秋序)

其實 周詩唐風稱「百歳之後」、是周之稱「歳」也 者則各從所尚、 者雖代有所尚、 祀取四時祭祀一訖也。 不相襲也」、 故史至名也○將解名曰「春秋」之意、 「作十有三年乃同」、 何則、 李巡曰「夏歳、商祀、周年、唐虞載、各自紀事。堯舜三代示 一也。爾雅釋天云「載歳也。夏曰歳、商曰祀、 須顯有事之年。……「年」「歳」「載」「祀」、 堯典云「期三百有六旬有六日、 孫炎曰「載始也。 常語者則通以爲言。 而名興自遠、非夏代始有「歳」名、周時始有 年取年穀一熟也」、是其名別而實同也。 是於唐虞之世已有「年」「歳」之言。 取物終更始也。歳取歳星行一次也。 故虞亦稱 先説記事主記當時之事、 以閏月定四時成歳」、禹 「年」、 周日年、 周亦稱 異代殊名、 唐虞日 至 事有 此四 而

> 事柄を記録するのは、 とに取る」と注しているが、これらは名称は異なるけれども、 踏襲しないことを示すのである」といい、 周は年、唐虞は載というように各時代ごとに(異なった名称で) 唐虞には載と日ふ」と記述があり、李巡が「夏は歳、 その実際は同じであることを述べたものである。 わるることに取る。年は年穀〔こくもつ〕がひとたび熟するこ である。 は歳なり。 ……年・歳・載・祀は時代によって名称を異にしているのであ が一次めぐることに取る。 しかし実際のところは同一である。 物事が終わってまた始まることに取る。歳は歳星〔木 夏には歳と日ひ、商には祀と日ひ、 堯・舜・三代〔夏・殷・周〕 祀は四時の祭祀がひととおり終 また孫炎が「載は始 《爾雅》 周には年と日ひ、 が 釈天に「載 商は祀、 (制度を)

この四者はそれぞれの時代の好みによって使われたわけである 周代にも 好むところに従ったということではあるが、普通に話す場合に の語があったことがわかる。 じ」とあることからすれば、 う記載があり、 は三百有六旬有六日。 称が生まれたというのでもない。 の名称ができたわけでもなく、 が、しかしそれぞれの名称の起源は遠く、夏代に初めて「歳 は通じて用いたのである。だから虞の世にもまた「年」といい、 「百歳之後」とあるのは、周に「歳」の語を使用した例である。 「歳」と称していた。 また 〈禹貢〉に「作すること十有三年。 閏月を以て四時を定めて歳を成す」とい 周代の詩である 事件を記録する者が各自に当時の 唐虞の時代にすでに「年」「歳」 また、 その理由は、 周代に初めて「年」の名 (唐風 〈堯典〉 (葛生)〉に、 に「期 乃ち同

傳疏』に以下のような記述があるのも参考となる。・散文」の例とほぼ同様の働きしているであろう。ちなみに『公羊に対して、「其の實は一なり」と見なすものであり、前節の「對文この疏文は『爾雅』釈天が「年」「歳」「載」「祀」を区別するの

❷公羊傳注疏(01-06b·07a隱公元年)

功之稱也」。 而必取「歳」者、蓋以夏數爲得天正故也。亦有一本云「歳者揔號成周日「年」。若散文言之、不問何代、皆得謂之「歳」矣。等取一名、稱也。若以當代相對言之、即唐虞曰「載」、夏曰「歳」、殷曰「祀」、注歳者至之稱〇解云、四時皆於萬物有功。「歳」者是兼揔其成功之

の出典の条に対する硫文である。 もう一例挙げよう。『左傳』成公十年伝に見える「病 膏肓に入る」

❸左傳注疏(26-29b 成公十年伝)杜注「肓鬲也。心下爲膏」

.疏]注肓鬲也心下爲膏○正義曰、此賈逵之言、杜依用之。古今傳文

爲膏當爲鬲」、改易傳文而規杜氏、非也。則此膏謂連心脂膏也。劉炫以爲「釋者爲膏、連心之脂不得稱膏、以「脂」、釋者爲「膏」、「其實凝者亦曰「膏」。故内則云「小切狼臅膏」、皆以爲「膏之下」。賈·服·何休諸儒等、亦皆以爲「膏」。雖凝者爲

いうように区別する見方に対し、「其の実は」凝固したものも「膏」この疏文では、凝固したものを「脂」、溶解したものを「膏」と

の例に、と表現することがあると主張するものであるが、以下の『毛詩正義』

④毛詩注疏(03-2-16a 衛風碩人)

脂也」、孫炎曰「膏凝曰脂」、是也。皆揔名、對例即内則注所云「脂、肥凝者、釋者曰膏」、釋器云「氷、[疏]傳如脂之凝〇正義曰、以「脂」有凝有釋、散文則「膏」「脂」

されている。 注であることがわかる。しかも、ここでは「散文」「對例」と表記と記述するように、「脂」「膏」を区別するのは鄭玄の「内則」篇

とである。特に『春秋正義』では礼制の区別に関する議論の中で使用されるこちに、たとえば経文・伝文に記述された事実関係の確定や、ただし「其實」が「對散」の用法と異なるのは、訓詁に限定され

する硫文である。 禁止事項、「不以國」、杜注「國君之子、不自以本國爲名也」に対禁止事項、「不以國」、杜注「國君之子、不自以本國爲名也」に対

❺左傳注疏(06-23a 桓公六年伝)

謂國君之子不得自以本國爲名。「不以山川」者、亦謂國内之山川。衛侯鄭・陳侯呉・衛侯晉之徒、皆以他國爲名、以此知「不以國」者、廢名不諱。若以他國爲名、則不須自廢名也。且春秋之世、晉侯周・[疏]注國君至名也〇正義日、下云「以國則廢名」、以國不可易、須

HIV 頁髮凸。 下云「以山川則廢主」、謂廢國内之所主祭也。若他國山川、則非其

Щ 國家不爲之廢也。然則臣民之名、 國爲名。 以其言「國」、故特云「國君子」耳、 不以隱疾、不以山川」、 此雖因公之問、 得以「丘」爲名者、蓋以其有象、故特「以類命」、非常例 正義に曰く、下文に「国を以てすれば則ち名を廃す」というの 其言「廢名」「廢禮」之徒、唯謂國君之子。若使臣民之名、 而對以此法、 則諸言「不以 曲禮亦云 亦不以山川、 其實雖非國君之子、 一者、 「名子者不以國、 臣民亦不得以也。 而孔子魯人、 不以日 亦不得以 尼丘魯 此注 月

は、 らのことから、 侯晋といった人々が、すべて他国の国名を名としており、 である。 のことである。下文に「山川を以てすれば主を廃す」というの を名とすることができないという意味であることが分かる。 る必要はない。 (同様に)「山川を以てせず」というのも、 国内の主とする祭祀を廃止するという意味である。 国は変更できないので、当然、名は廃止して諱まないはず もしも他国の国名を名とした場合は、その名を廃止す 「国を以てせず」とは、 しかも春秋時代には晋侯周・衛侯鄭・陳侯呉・衛 国君の子が自国の国名 やはり国内の もしも これ 山川

述があることからすると、諸々の「不以(以てせず)」というの日月を以てせず。隠疾を以てせず。山川を以てせず」という記のであるが、〈曲禮〉にも「子に名づくるには国を以てせず。これは公が質問にことよせて、このようなきまりを返答したも

る必要はない。

他国の山川であれば、

その主とするものではないから、

廃止す

国名を名とすることはできない。述べたのであって、実際のところ国君の子でなくても、やはり伝に「国(を以てせず)」と言うことから、特に「国君の子」とは、臣下や人民もやはりそうすることはできない。この注では、

彼らのためには廃止しない。ただ国君の子だけである。臣下や人民の名については、国家は(もっとも)その「廃名」・「廃禮」と言うのに該当するのは、

例ではないのであろう。象が有ったことで、特に「類を以て命じ」たもので、一般的な象が有ったことができるのは(なぜかといえば)、たぶんその形る」ものなのに、孔子は魯人、尼丘は魯の山でありながら、「丘」そうだとすると、臣下や人民の名もやはり「山川を以てせざ

に杜注「踰月度月也」について問題にしている箇所である。引用したのは、大夫と士とでは葬儀の礼制を区別していること、特侯五月、同盟至。大夫三月、同位至。士踰月、外姻至」の疏文で、次の例は『左傳』隠公元年の条の「天子七月而葬、同軌畢至。諸

母左傳注疏(02-21b·22a·b 隠公元年伝)

侯五月」者、 其典、 遠近、各有等差、 天子至姻至〇正義日、 大禮踰時乃備、 無敢忒差。……春秋從實而録、 死月葬月、 小事累月即成。 因其弔荅以爲葬節。 天子諸侯大夫士、 皆通數之也。 聖王制爲常規、 ……「士踰月」者、 且位高則禮大、 以示是非。「天子七月」、「諸 位既不同、 示民軌法、欲使各脩 禮亦異數。 爵卑則事 通死月

公」、杜云「踰月而葬速」、是踰月亦三月也。此注云「踰月度月」亦三月也。襄十五年「十一月、晉侯周卒」、十六年「正月、葬晉悼

有、言從死月至葬月、其間度一月也。

正義に曰く、天子・諸侯・大夫・士は、その位が同じでない以等差、故變其文耳、其實月數同也。………。士與大夫不異、而別設文者、以大夫與士名位既異、因其名異、示爲

ಠ್ಠ 決してたがうことがないようにさせたもの。……「天子七月」 ることによって、民に規範を示し、各おのにその典礼を修め、 小事は月を累ねるとすぐに成り立つ。聖王がこの常規を制作す は小。大礼は時〔三箇月〕を踰えることではじめて備わるが、 度とする。しかも、位が高ければ礼は大に、爵が卑ければ事 囲)にはそれぞれ差等が有り、その弔問応答に因って葬儀の節 正義に曰く、天子・諸侯・大夫・士は、その位が同じでない以 である。 月である。ここの注に「踰月は月を度るなり」と述べているの は速し」と述べていることからすれば、この踰月もやはり三箇 る。襄公十五年に「十一月、晋侯周卒す」とあり、十六年に「正 ・「諸侯五月」とは、死月と葬月と両方ともに数えたものであ ……「士は踰月」とは、死月を数えるとやはり三箇月であ 礼制もまたその数を異にする。弔を赴げるその遠近 晋の悼公を葬る」とあって、杜(預) 死月から葬月に至るまで、その間に一月を渡るという意味 が「踰月にして葬る (の範

なる以上、その名称の違いに因って差等づけることを示すための表現にしたのは(なぜかといえば)、大夫と士の名・位が異「士」と「大夫」とは(同じく三箇月で)異ならないのに、別

その表現を変えたまでで、実際のところ月数は同じである。

に、

概之育之、 經孔氏傳』(足利本)の『孔安國傳』では、「績功也。 述議』中では、次の一例のみである。ただし我が国伝来の『古文孝 るための、 て生じた経書相互の矛盾の説明や、あるいは依拠した注釈を弁護す に使用することが多い。詳細に分析する方向とは別に、それによっ で厳密な区別や相異を説明してきた後を承け、「しかし実際のとこ ちなみに「其實」は『論語義疏』には見えない。また劉炫 このように「其實」という用法は、 常にそれほど厳密に区別するというわけではない」という場合 顧之復之、 いわば「ぼかし」の働きをもつ用法である。 功苦之功、无大焉者也。……」とあって、 名物訓詁に限らず、 父母之生子、 上の疏文 『孝經 بخ

⑥孝經述議(卷四父母生績章 一二八頁)

うやら劉炫が依拠した伝文とは相違するようである。

而辭不及母。 其實撫覆育養、顧視反復、乃母功爲多也。母兮畜我、撫我育我、顧我復我」。傳取彼爲説、故言「父之生子」、母兮畜我、撫我育我、顧我復我」。傳取彼爲説、故言「父兮生我、

注

- ·五經正義語彙語法箚記(二)(広島大学文学部紀要第57巻 一九九七)①·五經正義語彙語法箚記 (広島大学文学部紀要第56巻 一九九六)
- 五經正義語彙語法箚記(三) (広島大学文学部紀要第58巻 一九九八)
- 五經正義語彙語法箚記(四)(広島大学文学部紀要第59巻 一九九九)

(5)

- 一〇〇五)の第二篇に収録している。 五經正義語彙語法箚記(五) (広島大学文学部紀要第6)巻 これらは後に『十三經注疏の研究―その語法と傳承の形』(研文出版 11000)
- り上げており、「或可」について、後に取り上げる予定である。 この硫文中に見える「對言」・「其實」については、 第三節・ 第四節で取
- 4 3 この硫文に対する劉文淇の考証を参考までに引用する。 この解題のみ、前掲拙著『十三經注疏の研究』の第五篇に収録している。
- この硫文に対する劉文淇の考証は以下の通りである。 この例は(《義賛》の)「賛」字の未だ删去していないものである。「今 これを《義賛》と名づけたが、(その後) 詔して《正義》と改名した。 れがいわゆる「其の義を賛成す(賛成其義)」という例である。 は「君が新たに即位したので、献子は先に帰国した」と考える。 子がどうして先に帰国したかの理由は分からない」というが、 賛」を書名と見なす者もいるが、それは誤りである。「旧疏」は 文淇案ずるに、太宗は孔穎達等に詔して《五経》の義訓を編纂させ、
- といっているのに、 が唐人の言葉であるなら、前に「公がその軽んずることを患えた」 はり「旧硫」である。ただその姓名を知る手だては無い。もし前半 患えた」といい、これがその相違点である。〈賛〉所引の「疏」もや 患えた」というが、 は旧説と異なる。旧説では「公は楚人が己を軽んずるので、これを わゆる「特に短見を申」べた部分である。孔氏の「公患之」の解釈 が孔沖遠の文章である。〈本伝〉にいうところの「義賛」、〈序〉 文である。劉炫はおそらく旧説を申解したのであろう。「今贊」以下 文淇案ずるに、これは光伯《述議》の文章で、前半は「旧硫」 人の説が矛盾することになる。必ずやそうではあるまい。 後で「その凶邪を患える」というのだから、一 〈贊〉では「公は殯に凶邪が有ることで、これを にい の

- 6 この硫文に対する劉文淇の考証は以下の通りである。 文淇案ずるに、これは光伯《述議》の文章で、前半は
- りであろう。 ところの「義贄」である。「又」字は衍文か、あるいは「義」字の誤 「今贄」以下が唐人の文章である。すなわち 〈孔穎達伝〉 「旧疏」 にいう の原

孫会が経に見えない」という説を難じている。「等」字はすでに曹会 ので策に書いたということ。つまり杜預の義を申明して劉炫の「公 かったため経文に書かなかったが、奔時にはすでに卿となってい 亥・向寧・射姑等は実際に魯に来聘したが、当時まだ卿になってい まだ卿となっていなかったからである」と述べる。その意味は、 姑の等の、玉帛の来聘が有る者が経に見えない理由は、 に見えなかったばかりではない」と述べた。唐人は 秋》には未だ嘗て曹人の来聘を書いたことが無い。ただ会だけが経 劉炫は杜預の「奔者自身が嘗て聘した」というのを駁するので、 聘」がすでに経に見えており、「射姑出奔」は文公十六年にある。 を含んでいるので、華・向を言わない。ちなみに昭公十二年「華定來 「華亥·向寧·射 その当時に 菙

この疏文に対する劉文淇の考証は以下の通りである。 氏は襄公二十九年の《注》を引用し、ここと同じでないので特に る。もと「炫以爲」に作っており、「劉」字は唐人が加えたもの。 までが、唐人の駁劉の文章で、そのほかはすべて光伯《述議》であ 文淇案ずるに、「今刪定知其非者」より「以規杜過何辟之甚」に至る るが、これはその通じない部分のあることを理解していないもので ではない。唐人は沈説を引用して光伯を非難するのに、とうとう一 つの難点を示し、自らこれを解説したもので、杜預を非難したもの 「難」字を加え、もっぱら沈氏が光伯を非難しているかに見せてい

沈

ある。

7